

# 公立大学法人金沢美術工芸大学の業務実績に関する評価方針

平成22年9月30日

金沢市公立大学法人評価委員会決定

令和2年6月4日

金沢市公立大学法人評価委員会改正

## 1 趣旨

この評価方針は、金沢市公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、公立大学法人金沢美術工芸大学（以下「法人」という。）の評価を実施するにあたっての基本的な考え方や評価の方法等について定めるものとする。

## 2 評価の目的

評価結果を教育研究活動の改善や法人の運営効率の向上に繋げることにより、大学運営上の問題点や課題を改善し、継続的な改革・改善を促進するとともに、大学運営について、市民への説明責任を果たす。

## 3 基本方針

- (1) 評価は、教育研究の特性や大学運営の自主性・自律性に配慮して行うものとする。
- (2) 中期目標・中期計画の進捗状況等を踏まえ、法人の業務運営等について多面的な観点から総合的に評価を行い、改善すべき点等を明らかにし、評価を通じた法人の質的向上に資するものとする。
- (3) 中期目標・中期計画が、一層適切なものとなるよう、必要に応じて修正を求めるものとする。
- (4) 評価を通じて、法人の中期目標・中期計画の達成に向けた取り組み状況やその成果を分かりやすく示し、市民への説明責任を果たすものとする。
- (5) 評価に関する作業が、法人の過重な負担とならないよう効率的に評価するものとする。

## 4 評価方法

- (1) 地方独立行政法人法（以下「法」という。）第78条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度の終了後、当該事業年度が以下に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各項目に定める事項について、評価を実施する。
  - ア イ及びウに掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「事業年度評価」という。）
  - イ 中期目標期間の最後の事業年度の前々事業年度 事業年度評価及び中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間に係る業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間見込評価」という。）
  - ウ 中期目標期間の最後の事業年度 事業年度評価及び中期目標期間に係る業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）
- (2) 評価は、法人の自己点検・評価に基づいて行なうことを基本とする。また、法第79条の規定に基づき、中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価は、認証評価機関の評価を踏まえることとする。
- (3) 事業年度評価、中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価の方法は、「項目別評

価」と「全体評価」により行う。

ア 項目別評価

中期目標・中期計画に定められた各項目ごとの進捗状況又は達成状況を確認し、評価を行う。

イ 全体評価

項目別評価の結果を踏まえ、法人の中期目標・中期計画の進捗状況又は達成状況の全体について総合的に評価を行う。

(4) 事業年度評価、中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価の具体的な方法については、別に実施要領で定める。

5 その他

この評価方針は、評価の実施結果等を踏まえ、必要に応じ、評価委員会に諮ったうえ見直すものとする。